

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第5号

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)
職名	職名
次長、技術長、監察監、理事、統括監察員、〃〃部長、〃〃室長、〃〃担当部長、主席監察員、技術監察員、〃〃副室長、〃〃課長、〃〃担当課長、〃〃防災危機管理担当課長、〃〃広報・ICT担当課長、〃〃京北分室担当課長、〃〃監理検査担当課長、〃〃庁舎管理営繕担当課長、〃〃所長、〃〃副所長、〃〃場長、〃〃係長、〃〃担当係長、〃〃支所長、〃〃チームリーダー、〃〃サブリーダー、主事	次長、技術長、監察監、理事、統括監察員、〃〃部長、〃〃室長、〃〃担当部長、主席監察員、技術監察員、〃〃副室長、〃〃課長、〃〃担当課長、〃〃防災危機管理担当課長、〃〃広報担当課長、〃〃事業計画担当課長、〃〃みらい創造担当課長、〃〃京北分室担当課長、〃〃監理検査担当課長、〃〃庁舎管理営繕担当課長、〃〃所長、〃〃副所長、〃〃場長、〃〃係長、〃〃担当係長、〃〃支所長、〃〃チームリーダー、〃〃サブリーダー、主事
〃〃主任、〃〃職長	〃〃主任、〃〃職長

(京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置及び目的)	(設置及び目的)
第3条 (略)	第3条 (略)

2 (略)	2 (略)
3 館長は、総務課 <u>広報・ICT担当課長</u> の命を受け、前条の業務を処理し、館員を指揮監督する。	3 館長は、総務課 <u>広報担当課長</u> の命を受け、前条の業務を処理し、館員を指揮監督する。
4 (略)	4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)